

あんしん賃貸支援事業等における入居時及び入居後の支援体制について

- ・住宅確保要配慮者に住宅を斡旋する場合、生活困窮者自立支援機関が支援体制のとりまとめ窓口を担う。
- ・支援体制のとりまとめ役は、住宅確保要配慮者の支援機関が明らかな場合は、当該支援機関が対応する。
- ・関係支援機関は、あんしん賃貸相談員と入居時及び入居後の支援並びに支援会議等の体制を検討する。
- ・入居後問題が発生した場合は、支援会議等を開催し、問題解決に向けて対応を行う。

イメージ図

